

健全化判断比率とは

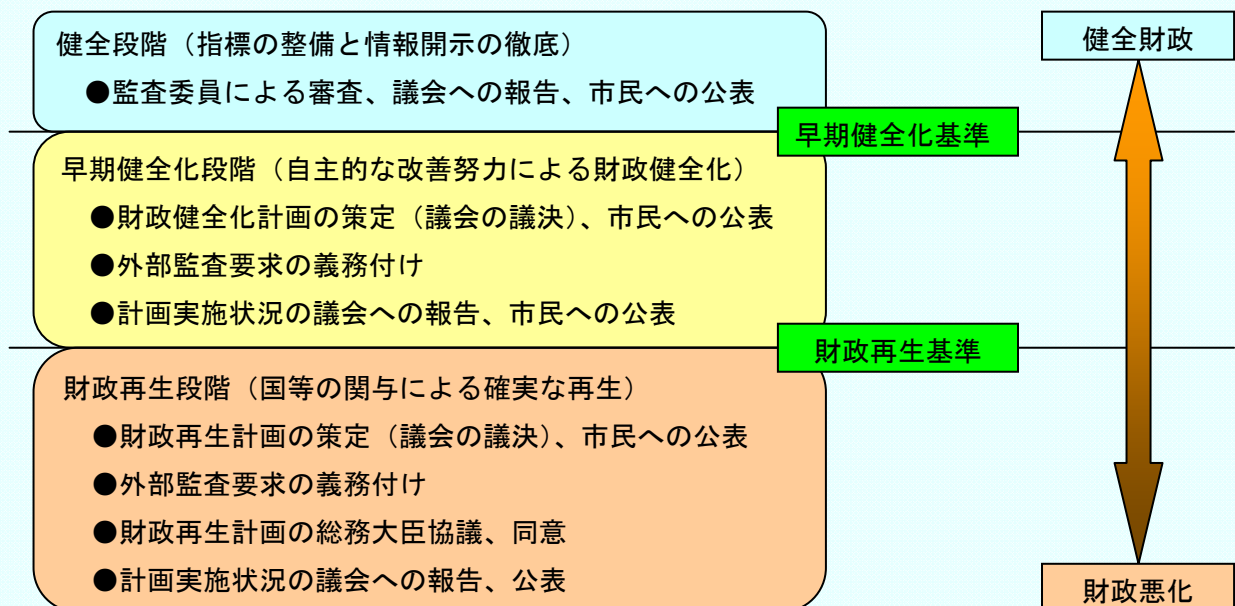
(1) 健全化判断比率とは

平成 20 年 4 月に施行された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下「健全化法」という。）」において、地方公共団体の財政状況を客観的に表し、財政の健全化や再生の必要性を判断するものとして、以下の 4 つの財政指標を「健全化判断比率」として定めています。

地方公共団体は、毎年度、前年度の決算に基づく健全化判断比率を、監査委員の審査に付したうえで、議会に報告し、市民に公表する必要があります。

実 質 赤 字 比 率	一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率のことで、赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示します。
連結実質赤字比率	公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率のことで、すべての会計の赤字や黒字を合算し、全体としての赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示します。
実 質 公 債 費 比 率	一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率のことで、地方債の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示します。
将 来 負 担 比 率	地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率のことで、一般会計等の地方債や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する度合いを示します。

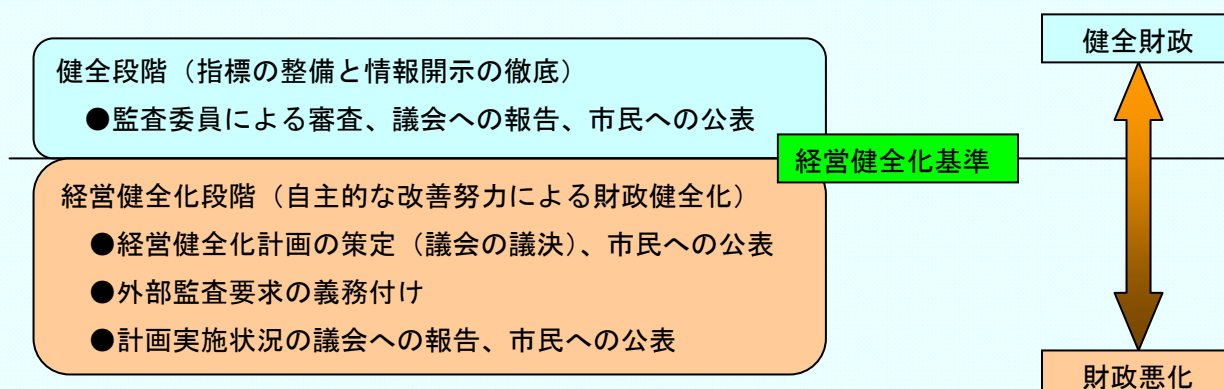
健全化判断比率のうち 1 つでも早期健全化基準を超えると、外部監査のほか財政健全化計画の策定等を義務づけて改善努力を促され、将来負担比率を除く 3 指標がさらに悪化して 1 つでも財政再生基準を超えると破たんのみならず、一部起債が制限されるなど国の関与が強まります。



(2) 資金不足比率とは

公営企業の経営について早期是正機能を規定するものではありませんでしたが、健全化法の施行を受けて、経営の健全化を促す基準として、資金不足比率が定められました。

健全化判断比率同様、地方公共団体は、毎年度、前年度の決算に基づく資金不足比率を、監査委員の審査に付したうえで、議会に報告し、市民に公表する必要があります。



※公営企業とは…地方公共団体が経営する企業であり、法適用企業と法非適用企業に分類されます。地方公営企業法の全部又は一部を適用している企業を法適用企業、地方財政法第6条（公営企業の経営）の規定により、特別会計を設けて事業の経理を行っている公営企業であって、法適用企業以外のものを法非適用企業といいます。

(参考) 健全化判断比率に係る早期健全化基準等

	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	都道府県：3.75% 市町村：財政規模に応じ、11.25%~15%	都道府県：5% 市町村：20%
連結実質赤字比率	都道府県：8.75% 市町村：財政規模に応じ、16.25%~20%	都道府県：15%（※） 市町村：30%（※）
実質公債費比率	都道府県・市町村：25%	都道府県・市町村：35%
将来負担比率	都道府県・政令市：400% 市町村：350%	—
資金不足比率	（経営健全化基準）20%	—

※3年間（平成21年度～平成23年度）の経過的な基準

（県は25%→25%→20%、市町村は40%→40%→35%）が設けられています。

用語説明

「一般会計等」

…健全化法における実質赤字比率の対象となる会計のことをいいます。

「実質収支」

…当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額をみるもので、形式収支（歳入から歳出を差し引いたもの）から繰越明許費等の財源を控除したものをいいます。

「繰上充用」

…歳入不足のため、翌年度の歳入を繰り上げて充用することをいいます。

「支払繰延」

…歳入不足のため、支払いを翌年度に繰り延べることをいいます。

「事業繰越」

…歳入不足のため、事業を翌年度に繰り越すことをいいます。

「標準財政規模」

…地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税を加算した額をいいます。

「公営事業会計」

…地方公共団体の経営する公営企業、国民健康保険事業、老人保健医療事業等に係る会計の総称をいいます。

「法適用事業・法非適用事業」

…公営事業会計のうち、地方公営企業法の全部または一部を適用している事業のことを法適用事業、それ以外の公営事業を法非適用事業といます。

「基準財政需要額」

…普通交付税の算定基礎となるもので、各地方公共団体が標準的な水準の行政サービスを行うために必要な経費を一定の方法により算定した額のことをいいます。

「準元利償還金（に係るもの）」

…地方債の元利償還金に準ずるものをいい、一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの、組合等への負担金等のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるものなどが該当します。

「災害復旧費等」

…地方財源不足を補てんするために発行された地方債に対する普通交付税措置のことをいいます。

「事業費補正・密度補正」

…地方公共団体の立地や規模等の条件差を普通交付税に反映させる仕組みを補正といい、公共投資に実際にかかった地方債の元利償還分について補正することを事業費補正、人口密度や面積当たりの交通量など、密度の大小などにより補正することを密度補正といいます。

「損失補償」

…債務不履行に伴う債権者の損失について、地方公共団体が当該損失を補償する契約を締結することをいいます。